

議第 65 号

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

イベント開催時等における駐車場の入出庫時の渋滞緩和を目的に特別な料金を定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例

下呂市市営駐車場条例（平成16年下呂市条例第137号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条関係） 表（略） <u>備考：市長が必要と認めるときは、20分ごとの料金及び限度額にかかわらず、1台につき500円とする。</u>	別表（第4条関係） 表（略）

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

イベント開催時等における駐車場の入出庫時の渋滞緩和を目的に特別な料金を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 使用時間にかかわらず駐車料金 500 円を徴収できる規定を追加します。

(別表第 4 条関係)

(2) この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行します。

(附則関係)